

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0886)

第1回特定最低賃金専門部会(鉄鋼)

令和6年10月9日 非公開

開催日時	令和6年10月9日	9時30分～10時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告させていただきます。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業

	<p>最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>賃金室長の根岸でございます。よろしくお願ひいたします。恐縮ではございますが、これから先は着座にて失礼いたします。</p> <p>最初に、本専門部会の開催に当たりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
労働基準部 長	<p>労働局の津田でございます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の特定最低賃金の専門部会の委員をお引き受けいただきまして、まずは厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金に係る行政をはじめといたしまして、労働行政全般の円滑な運営に、多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。</p> <p>ここ群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性がある、とのご意見をいただきました。これを受けまして、改正についてのご審議をいただくこととなったところでございます。</p> <p>特定最低賃金は、地域別の最低賃金が、いわゆるすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるということでございまして、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしているところでございます。特定最低賃金は、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様におかれましては、このあとのご審議、大変なご苦労をおかけすることになりますけれども、特定最低賃金の趣旨をお汲み取りいただきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2の1枚目をご覧ください。</p> <p>委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお</p>

	<p>願いいたします。</p> <p>まずは、公益を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員、■委員。</p> <p>続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、■委員、■委員、■委員。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願ひいたします。</p> <p>資料3が事務局の名簿でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。</p> <p>慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので発表をいたします。</p> <p>部会長には、■委員、部会長代理には、■委員をそれぞれ選出するということでございました。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p>
労使委員	【異議なし】
事務局	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■委員からお願ひいたします。</p>
■委員	<p>この度、部会長にご指名いただきました、■でございます。</p> <p>先般の、8月までの一般の審議会の方でも、委員の皆様のご協力をいただきまして、いろいろと難しい場面もございましたが、無事</p>

	決定が出たところでございます。こちらの特定賃金の方でも、委員の皆様の真摯なご議論をいただきてですね、しっかりとした結論の方が出ればと思っております。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、 [REDACTED] 委員お願ひいたします。
[REDACTED] 委員	部会長代理に選任いただきました [REDACTED] です。 部会長をサポートしていく様に精進して参りますので、皆様よろしくお願ひいたします。
事務局	はい、ありがとうございました。 これから議事進行につきましては、 [REDACTED] 部会長にお願いしたいと思います。 よろしくお願ひいたします。
部会長	それでは、早速進めさせていただきます。 会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、議題の（1）特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願ひいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料4の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願ひいたします。
部会長	ただいま事務局から特定最低賃金専門部会運営規程についてご説明がございました。 これについて、ご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】

部会長	<p>特にご意見等はないようですので、それでは次の議題に移らせていただきます。</p> <p>続いて、議題（2）令和6年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明させていただきます。</p> <p>2点ございますが、まず、1点目でございますが、専門部会の会議の公開・非公開につきましてご説明いたします。</p> <p>資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧ください。</p> <p>専門部会の会議は、運営規程第7条第1項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、6月28日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向もご参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上です。</p>
部会長	<p>ただいま事務局からご説明いただいたように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が見解として示されております。</p> <p>部会長といったしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合的に判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適當かと考えますが、ご意見等ありましたらお願いいいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご賛同いただけたものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本年度も第1回目の会議から非公開とさせていただきます。</p> <p>続いて、事務局からご説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。」とされております。</p> <p>令和2年度に審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p> <p>そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示することになります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページにも掲載してきております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等につきましては、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除いては、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>それでは、ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたしたく存じます。</p> <p>重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。</p> <p>議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することといたします。</p>
-----	--

	<p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することいたします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することいたしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この他に運営規程について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、特にないようですので、運営規程については、今までのようにしたいと思います。</p> <p>次に、議題の（3）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。資料8をご覧いただければと思います。資料8に諮問文の写しをつけております。8月8日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定に係る諮問を行っているものでございます。</p> <p>そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや、今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。</p> <p>資料5の「特定最低賃金の仕組み」をご覧ください。</p> <p>項目1のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。</p> <p>項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使からの改正等の申し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。</p>

	<p>決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対し、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっています。</p> <p>参考までに全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で 224 件でありまして、適用使用者数は約 8 万 4 千 9 百人、適用労働者数は約 283 万 3 千 3 百人となっております。</p> <p>今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。</p> <p>資料 6 をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金 4 業種ごとの改正決定に関して行われた申出を一覧にしたものでございます。申出者などはご覧のとおりです。</p> <p>この申し出につきましては、資料 7 に写しを添付しております。この申出によりまして、8月 2 日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月 8 日に審議会長から 4 業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料 8 のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。</p> <p>諮問により審議会におきまして、特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。</p> <p>なお、事務局では諮問の翌日 8 月 9 日に、4 業種について最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から特定最低賃金改正決定の諮問などについてご説明がございました。</p> <p>これらについて、ご質問等がございましたらお願いいいたします。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に進ませていただきます。</p> <p>議題の(4)最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用に</p>

	について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	<p>そうしましたら、資料 10 をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。</p> <p>第 6 条第 5 項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができますとされています。8月 8 日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいたおりますのでご報告いたします。</p> <p>また、同条第 7 項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第 10 条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることになります。廃止に伴う専門部会委員の皆様の解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局からのご説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略についてもご説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>のことについて、何かご質問等ございますか。</p>
各委員	【特になし】
部会長	<p>それでは、次に進めさせていただきます。</p> <p>次に、議題の（5）特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>資料 11 をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p>

	<p>次に資料 12 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月8日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席又は公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ1名以上が、出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、資料 13 は「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ただいま事務局からご説明がございました次回会議の日程ですが、委員の皆様におかれましては、いかがでしょうか。</p> <p>このとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>それでは、次回の第2回目の会議は、資料 12 の「鉄鋼」欄に記載のとおり、10月 24 日の木曜日の午後4時ちょうどから、こちらの7階大会議室にて開催といたします。ご出席をお願いいたします。</p> <p>それでは、次に議題の(6)特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。</p> <p>まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。</p> <p>資料 14 ですが、過去 12 年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料 15 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表になっております。</p>

	<p>資料 16 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。こちらは、令和 5 年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。</p> <p>資料 17 ですが、令和 5 年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料 18 は、令和 6 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料 19 は、令和 6 年度の最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。</p> <p>資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料 25 は、消費動向調査結果でございます。</p> <p>資料 26 は、第 213 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>資料 27 は、第 197 回企業経営動向調査結果でございます。</p> <p>最後、資料 28 は、労働市場速報でございます。</p> <p>資料のほうは以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局担当から内容をご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>地方賃金指導官の青木と申します。</p> <p>それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきましてご説明をさせていただきますので、資料 19 をご覧ください。ここから着座にて失礼いたします。</p> <p>はじめに、1枚めくっていただきまして、1ページ目の令和 6 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、調査依頼事業所数は 2,064 件で、そのうち有効回答件数は 1,024 件でした。</p> <p>調査に関しましては、令和 6 年 6 月分の賃金額について実施いたしました。</p> <p>また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。</p> <p>調査対象地域につきましては、群馬県全域になります。</p> <p>調査対象業種及び事業所規模につきましては、真ん中の下の表</p>

にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしております。

ちなみに、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業、こちらにつきましては 100 人未満の事業所を調査対象としています。

調査結果につきましては、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものになります。

従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして 3 ページをご覧ください。

賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明をさせていただきます。

未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、1枚めくっていただきまして 4 ページをご覧ください。

今回の鉄鋼業の調査結果につきまして、説明をさせていただきます。

はじめに未満率についてです。鉄鋼業の現行の最低賃金が 1,017 円となっており、1,016 円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、1,016 円以下の累積労働者数は 2 人でした。こちらを A とします。

復元した合計労働者数はここにありますように 210 人でした。これを B とします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$  となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入いたしまして 1.0% となります。

従いまして、鉄鋼業の労働者の 1.0% の方が最低賃金額を下回っていたということになります。

次のページ以降は 4 業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますが、鉄鋼業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、少し飛んでいただいて 8 ページをご覧ください。

この表は、鉄鋼業の 1 時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

一般労働者につきましては、時給 1,300 円から 1,399 円の分布が最も多くなっております。パート労働者については、時給 1,200

	<p>円から 1,299 円、こちらの分布が最も多いという結果になっております。なお、全労働者においては 1,500 円から 1,599 円の分布が最も多いという結果となっております。</p> <p>ただし、鉄鋼業の場合、対象事業場数が少ないため、言い換えますと母集団が小さいため、回答事業場の賃金分布の影響を受ける結果となっておりますのでご承知おきください。</p> <p>次に 12 ページをご覧ください。</p> <p>この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和 2 年度から今年度までの推移を表したものとなっております。</p> <p>鉄鋼業の未満率は、令和 2 年度 13.7% と上昇いたしましたが、令和 3 年度から令和 5 年度までは 0 %、今年度は先ほど説明させていただいたとおり 1.0% となっております。</p> <p>続きまして、14 ページをご覧ください。</p> <p>この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものになります。鉄鋼業は、ピンク色の折れ線グラフで示されております。</p> <p>最後に 15 ページをご覧ください。</p> <p>この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表になっております。引上げ額 0 円の場合から、裏面の引上げ額 60 円までの場合の影響率を示したものになります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	ただいまの事務局からのご説明について、ご質問等がございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。
	それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願ひいたします。
事務局	<p>ご審議いただく前に、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>2点目でございますが、審議の進め方でございます。昨年度は第</p>

1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。

以上でございます。

部会長

それでは、今後は事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思います。

それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入らせていただきます。

まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。その後は自由にご審議をお願いいたします。

はじめに、労働者側委員からお願ひいたします。

■ 委員お願いします。

■ 委員

労働者側委員の ■ です。よろしくお願ひいたします。

産業別、特定最低賃金の審議に取り組むに当たりまして、私たち鉄鋼産業は、我が国の基幹産業として、経済・産業をですねリードしていく立場にあります。そのリーディング産業にふさわしい優秀な人材を確保するうえで、特定最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めた全ての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることに繋がっていきますので、極めて重要な取組であると受け止めております。

鉄鋼産業の職場実態ですけれども、他産業に比べて専門性が高くてですね、危険性が高いというところがございます。就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれておりますが、特に今年のように猛暑日が続く中では、一般的な作業環境とは異なりまして、特殊な環境での作業を余儀なくされております。こうした厳しい作業環境で就業者に掛かる肉体的・精神的負荷は高く厳しい状況となっております。

足元、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業があることも承知しておりますけれども、今後の生産年齢人口が減少していく中で、優秀な人材確保は欠かせません。賃金水準を向上させることによってですね、産業・企業の魅力を高め、採用力を高めていく必要があると思っております。

私事になりますけれども、私、 ■ 在住で、 ■ 在勤でございます。ちょっとですね、川を一本渡りますと埼玉県に行ってしまうのですけれども、地域別最低賃金においては、お隣の埼玉県とは 93

円の乖離がございます。今回、特定最賃ということで、こちらについてはあまり関係ない部分もありますけれども、群馬県の労働力流出ということは大きな課題であり、当県における産業の空洞化に陥ることが危惧されております。

最後に産別最賃ですけれども、未組織労働者を含む鉄鋼産業で働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、中長期的に雇用の安定と産業・企業の発展に寄与するものであり、最低賃金の引き上げの必要性ありということで最大限のご理解をお願いいたします。

以上となります。

部会長

ありがとうございました。

他に労働者側からございますか。

■委員願いします。

■委員

労働側委員の■です。よろしくお願ひいたします。

本専門部会は、群馬県内で鉄鋼業にて働く仲間の労働者の最低賃金を公労使で議論し、決定する会議です。鉄鋼産業で働く労働者を代表しまして発言させていただきます。

群馬県の鉄鋼業の最低賃金は、現在 1,017 円となっております。また、群馬県の最低賃金は 10 月 4 日より改定され、過去最大の上げ幅となる 50 円の引き上げで 985 円となりました。

しかしながら関東圏の最低賃金と比較すると群馬県のみ 4 ケタの大台に届いておらず、非常に残念と言わざるを得ません。群馬県に居住はしているものの就業は他県といった状況が増加する懸念を抱きます。

ご存じのとおり、基幹産業である鉄鋼業は、高度な専門性や、高い熟練度を必要とすることに加え、危険を伴う作業もあることから、一定期間の教育訓練や技能を培うことを要する産業であり、高技能・長期能力蓄積型産業に分類され、誰にでもできる作業というものではありません。

また、近年、平均気温が年々上昇し、熱中症は今や誰もが知る疾病であり、従業員が熱中症にかかるなどを防ぐことは、企業の社会的責任という認識の中、最近では熱中症グッズとか、ファン付き作業着とかありますけれども、実際に高熱職場で働く作業者にとっては、ファン付き作業服を着ることによって、熱風を浴びてしまつて余計に熱くなってしまうなど、なかなか暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較しても厳しいものとならざるを得ず、就業者にかかる肉体的・精神的負荷がとても高く、厳しい作

業環境にある鉄鋼業の採用状況といったところでは、企業規模にかかわらず、年々厳しさを増していることで定期採用も定員割れする企業も多く、採用者よりも離職者の方が多い傾向の企業も増えており、労使で離職者対策を講じながら、優秀な人材を確保していかなければなりません。

職業を選択する上で優先されるのは、賃金を中心とした産業としての魅力ある労働条件と労働環境によるところが大きく、魅力的でなければ、当然、軽作業で作業環境が良く、専門性が必要ではない産業に優秀な人材が流出してしまいます。

今後、生産年齢人口が減少していく中で、私たち基幹産業である鉄鋼業の発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせず、優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければならず、適切な産別最賃は必要不可欠であると考えます。

足もと、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあることは承知しているものの、価格転嫁に関する帝国データバンクの実態調査では、鉄鋼・非鉄・鉱業といった川上産業の価格転嫁率は比較的高く、価格転嫁などの取引適正化に向けた取り組みは、政府、事業者団体、企業の中で積極的に推進され、価格転嫁の環境整備は整ってきており、法人企業統計調査の鉄鋼業中小零細企業の業績推移からも直近の業績は決して低くないと感じます。

こうしたことを踏まえ、日本の経済成長や個人消費の喚起の観点からも、価格転嫁と最低賃金の引き上げは同時並行して取り組むべきと考えています。

これからも鉄鋼産業が維持・発展していくために、将来の鉄鋼産業を担う優秀な人材を確保し、変化に対応しながら、企業・産業・地域の発展に繋がるように労使のイニシアティブを發揮して、鉄鋼産業にふさわしい水準を今年度も決定していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上になります。

部会長

ありがとうございました。他にございますか。

■ 委員お願いします。

■ 委員

労働側の■でございます。よろしくお願ひします。

まず、全体的なところのお話ですが、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な成長には、適切な賃上げが必要だと認識しています。従いまして、この制度の役割や機能を果たすことにより、産業の魅力が上がり、人材確保、定着を図ることで、競争力を高めることに繋がると思っております。

このような考え方を踏まえ、特定最賃は労使のイニシアティブにより設定するということでありますので、具体的な金額は、今後の審議会の中で、これまで同様の信頼関係により、労使合意ができ、また、公益委員の皆様にもご理解いただけるよう審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員、ご発言はございますでしょうか。

委員お願いします。

委員

はい、██████████です。

企業経営において、最大の課題は、短期的に見ても、長期的に見ても、人材の強化並びに収益力の向上という風に理解しております。

人材強化というのは、賃上げもひとつの要素ではありますけれども、採用だったり、育成だったり、様々な人にまつわる諸施策を展開する必要があるという風に理解しております。賃上げに関して言うと、政府のほうも新しい資本主義だということで、成長と分配の好循環並びに賃金と物価の好循環を目指して、いろいろと施策を講じているという風に理解しております。その好循環のスタートが、今、賃上げといったところに置かれています、賃上げが消費を作り、消費が企業収益に繋がり、それがさらに投資に向かって、生産性を向上して、さらに賃上げに結び付けるというようなことを考えております。

ただし、現状を見てみると、果たして消費に結び付いているのかと言った時に、消費と言っても、ここで言うと国内消費だと思うのですが、実際はデジタル貿易赤字だとかいうような構造的な円安だとか、諸物価が高騰しているというようなこともある、なかなか消費に結び付いていないと、そういうことを考えると、賃上げが即ち企業収益にダイレクトに効くかというと、ちょっと疑問を感じるところがあります。いまやグローバル化で世界が動いていて、ＩＴについては日本がとやかく言うよりも、世界が動いているからということで、デジタル化が進んでいる、そういう中で、企業が本当に収益を上げられるかということはちょっとまだはっきりしていないという風に思っております。実際、今日、日経の記事に書いてありましたけれども、24年上半年の倒産件数は、10年ぶりに5,000件を超えたという風に書かれてます。これは、何かというと、コストアップを価格に転嫁できなかつたというような

ことが引き金になっている、というような物価高倒産というのが472件ということで、半期としては過去最高を記録しました、ということです。ですので、言いたいことは、物価上昇が中小を大会社のほうに価格転嫁できないと、賃上げをする体力はありませんというような裏返しなのかという風に僕は理解しています。

また、一方で、価格転嫁の実態の調査をいろいろと見てみると、政府のガイドライン、新しい資本主義の方針、これを見てみると、24年、今年の2月時点で75%の中小企業が、多少なりとも価格転嫁ができたという風に答えております。この多少なりともというのは、ちょっとミソかなと思っていて、裏返して考えると、十分に価格転嫁ができたという会社はほとんどないということかなという風に思っております。価格転嫁ができなければ、企業の体力は衰えていきます。その中で賃上げをするということは、さらに追い打ちをかけるように、企業の体力を奪っていくというような形にもなりかねないという風に理解しております。ならば、ということで、大企業のほうに価格転嫁を認めてもらおうというような努力はしても、相手があることですから、これは他力本願だという風に考えると、会社が自分たちの力で積極的に投資をして、それでもって生産性を上げて、企業の収益を上げていく、そのお金を賃上げに回す这样一个ことを考えていかなければならない。政府のほうも補助金を出すとかいうようなこともあって、そういうものを投資してくれてるということはありますけれども、会社側としては、賃上げが最初ではなくて、やはり企業の体力をつけるのが先で、その余った分を分配するといった形を取るのが筋じやないのかなという風に思っています。

今後、将来的に、総人口、労働人口も含めて、かなり減っていく这样一个将来が待ち受けているわけですけども、そのためにも賃上げよりもむしろ投資に回して、そういう人がいない中でも、企業が残った人たちの生活を支えるという基盤をまずもって作らないと、企業がなければ、雇用がない、雇用がなければ、生活も保障できない、という連鎖を考えた上では、やはりまず会社側が投資等を実行して、体力をつける、それが優先課題なのではないかという風に思っております。

労働側から、賃上げということが呼ばれていますけれども、会社側としても適切な賃上げというのは、これは必要だという風に思っております。ただし、今申し上げたような諸般の事情を考えて、実力以上の賃上げをすることについては、やはり将来を考えた上では避けなければいけない、そういうことを考えて、いろいろやらなければいけないことはありますけれども、そんな中でも、き

ちゃんと優先順位をつけて、適切な対応を取っていくということが望ましい姿なのではないかという風に思っております。  
以上です。

部会長

ありがとうございました。  
それでは他に使用者側委員の方からございますか。  
■ 委員お願いします。

■ 委員

■ です。よろしくお願ひします。  
まず、特定最低賃金というのは、鉄鋼にしても産業用機械にしても、いろいろな業種があるのですけれども、総務は同じような仕事をしますし、同一労働、同一賃金という観点を考えると、ちょっと公平に欠けるということで、私個人とすると反対なのですけれども、今日いただいたいろいろな資料を基に、未満率の話もしていただきたのですけれども、労使間で話し合って、次回までにある程度決めていきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

部会長

はい、ありがとうございました。  
他にはございますでしょうか。  
■ 委員お願いします。

■ 委員

はい、使側の ■ でございます。  
特定最低賃金につきましては、毎度のことながら、屋上屋を架するものであるという発言をするだけでございますけれども、今まで少し迫力もなかったかもしれません、段々と地域別最低賃金が上がってきたということ、それから実額としてもう4桁になっているということ、特定については、それから人材不足、人手不足が恒常的になってきているということ、さらには、今、特定が4種類ありますけれども、これは前々から使用者側の間で話が出ていたのですが、この4つの区分でいいのかどうかという話があって、そういうところからして、例えば、鉄鋼でいえば、一つは対象者の数が少ないとこと、あるいは未満率1%ということもありますし、正にこう特定最低賃金はもう要らないのじゃないかなという風に思っております。

その実額の問題で、例えば1,017円と今なって、鉄鋼は未満率が1%もないわけですが、電気なら16%ということですが、実額で見ますと、1,017円で8時間働いて22日、月額で178,000円となります、これは交通費を最低賃金は含まないと思うので

	<p>すが、178,000円になると高卒の初任給に段々近づいているというか、場合によっては抜かれてるというか、そういう金額になってきているということがございます。</p> <p>もちろん先ほどの賃金調査の結果というのは、初任給だけを見ているわけではないので、全然金額は高いですけれども、そういう意味からしても、早々上げられる状況にはない、実際ないのでないかなという感じを持っております。</p> <p>それから、優秀な人材確保という話も出ておりますが、先ほど■委員の方からもありましたように、人材確保の問題は、最低賃金の問題というよりも、個々の企業のサプライチェーンの中での取り組みを含めた、個々の企業の取り組みの問題であって、実際に労働組合員の皆様方の会社では、最低賃金に拘らず高い給料をお支払いになっていると思います。これで実経済はよろしいのではないかという風に思います。最低賃金を上げてという話ではないのではないかと思います。そんな意味から、特定最低賃金というのはもう不要であるという、最低でも上げ幅を少なくして、そしてまた来年、地域別最低賃金が相当上がるでしょうから、そうしましたら、最低賃金が特定を上回るというような状況も見えてきておりますので、最低賃金の一本化ということが、ホワイトカラーの生産性の向上のためにもよろしいのではないかという風に思います。</p>
部会長	以上です。
部会長	ありがとうございました。
部会長	それでは、公益委員からございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	それでは、全体的に他にご意見等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、本日は意見も出尽くしたようです。 これまでのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、そのようにさせていただきます。

	最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願ひいたします。
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様から何かございますか。
委員	すみません、1点だけ。全然議事とは関係ないのですが、次回の審議の場所について、当初いただいている場所と記載の場所と異なりますが、こちらが正解でよろしいでしょうか。
事務局	こちらの7階会議室でお願いします。
委員	では、すべてこちらの会議室に変更になっているということでおよろしいでしょうか。 わかりました。ありがとうございます。
部会長	それでは、ただいまの事務局からの説明のとおりでお願いいたします。 他にございますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	はい、ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。これで第1回専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。